

仕様書

1. 事業概要

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」）は、海外展開を図るコンテンツ分野の企業等、及び海外現地に進出済みの日系企業及び関係機関等（サービス利用者）を対象に、それらが抱える課題に対処すべく、海外現地で提供する支援サービスの充実を図ることを目的として、海外現地協力関係機関等と連携し、コンテンツ企業等向けの支援を行う「コンテンツ海外展開支援拠点」の枠組みを構築、運営する事業を遂行する。

具体的には、本事業を実施するそれぞれの国及び地域において、本件委託業務の受託者は本業務実施者を「2026 年度コンテンツ海外展開支援拠点」上海拠点アドバイザー（以下「AD」とする）として配置し、現地の官民協力機関、各種専門家の協力も得ながらサービス利用者に対する各種情報提供及び相談対応、紹介及びマッチング支援等の対応を行う。

2. 事業に係るサービス業務内容

ジェトロの指示に基づき、コンテンツ領域における中国進出・輸出を検討中ならびに進出済である日系企業等に対し、以下の業務を行う。なお、業務委託担当国・地域は、中国（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省中心とした華東地域、以下「当地」をメインとするが、これ以外の中国地域における相談にも対応をすること）、業務で使用する言語は原則「日本語」および「現地語」とする。ただし、中国語については通訳者を同席させる形でも問題ないものとする。（ジェトロは通訳代の経費負担は行わないものとする）

● 支援業務①（「情報提供サービス」に係る業務）

(1) ミニレポートによる情報提供（単位：件）

- ・ 個別の問合せおよびジェトロからの依頼に対し、レポート形式にて情報を提供する。1件につき A4 用紙 2～3 枚程度（図表は除く）の情報量を目安とする。指定の様式（Word 形式・PowerPoint 形式）は別途配布する。デスクトップ調査を基本とするが、必要に応じてヒアリング調査等を行うことも可。

(2) ブリーフィング対応による情報提供（単位：時間）

- ・ 個別の問合せに対し、面談にて情報を提供する。1 件の面談時間は 1 時間を目安とする。ブリーフィングは、原則オンラインで行うものとするが、ジェトロ事務所や AD の所在地で行うことも可とする。単価にはブリーフィングの準備を含むものとする。
- ・ 業務報告の際、0.25 の倍数で報告とすること。なお 15 分未満は切り上げとする（例：45 分の場合、0.75 時間、1 時間 10 分の場合、1.25 時間）。

● 支援業務②（「企業リストアップサービス」に係る業務）

(3) 現地パートナー候補リスト作成（単位：件）

- ・ サービス利用者の要望に沿った現地パートナー候補（販売先・提携先・調達先等）の紹介を行う。紹介方法は、申込1件あたり最大10社とし、紹介先の基本情報（企業名、担当者情報、ウェブサイトURL、所在地、事業内容、製品／サービス、対応言語、選定理由等）を収集し、後日配布する指定様式を用いて提供する。現地パートナー候補に連絡をとる際は、サービス利用者や製品名を明示しないように注意し、関心度のヒアリングは行わない。
- (4) リストアップ前後のブリーフィング対応（単位：時間）
- ・ 上記リスト作成の前後に、必要に応じてブリーフィングを実施する。前後ともに実施することができる。1回当たりのブリーフィング時間は各30分程度を目安とする。
 - ・ 事前ブリーフィングでは、サービス利用者の理解や選定条件のすり合わせを行う。
 - ・ 事後ブリーフィングでは、選定理由の補足説明やアプローチ方法に関する助言等を行う。
 - ・ 業務報告の際、0.25の倍数で報告とすること。なお15分未満は切り上げとする（例：15分の場合、0.25時間、40分の場合、0.75件）。
- **支援業務③（商談アレンジ・現地協力機関等取次サービスに係る業務）**
- (5) 関心度の確認とコンタクトレポート作成（単位：社）
- ・ 上記(3)にて現地パートナー候補として紹介した企業等に対してコンタクトを試み、サービス利用者の製品・サービスに対する関心の有無を確認し、後日配布する指定様式に記載し、ジェトロへ提出する。
 - ・ なお、コンタクト開始から2～4週間程度が経過した時点で、複数の手段（例えば、メールと電話）で3回以上のコンタクトを試みても現地パートナー候補先から返答がなかった場合は、関心なしとみなしても良い。
 - ・ 申込1件あたり最大3社とする。
- (6) 商談アレンジ（同席なし）（単位：社）
- ・ 上記(5)のうち、現地パートナー候補が関心を示した場合、商談をセッティングする。面談が実施されたことの確認を以て業務完了とする。
- (7) 商談アレンジ（オンライン同席）（単位：社）
- ・ 上記(5)のうち、現地パートナー候補が関心を示した場合商談をセッティングする。また、サービス利用者からの希望に基づいて商談にオンラインで同席した事実を以て業務完了とする。
 - ・ 面談は1時間程度を想定する。
 - ・ ジェトロ職員が必ず同席するものとする。
- (8) 商談アレンジ（対面同席）（単位：社）
- ・ 上記(5)のうち、現地パートナー候補が関心を示した場合、商談をセッティングする。また、サービス利用者からの希望に基づいて商談に対面で同席した事実を以て業務完了とする。

- ・ 面談は1時間程度を想定する。
- ・ ジェトロ職員が必ず同席するものとする。

● **その他の業務**

(9) 商談会・展示会等イベントへの協力（単位：時間）

- ・ ジェトロが主催又は共催を行う日系企業等向け商談会・展示会等、もしくはジェトロが支援する日系企業等が複数参加する商談イベント等において、商談支援や会場内での相談対応等の協力を行う。
- ・ 遠隔地で開催される個別相談会での相談対応、市場視察の同行、関係先との面談同席等を行う。
- ・ 業務報告の際、0.25の倍数で報告とすること。なお15分未満は切り上げとする（例：15分の場合、0.25時間、40分の場合、0.75件）。

(10) セミナー等での講演（単位：時間）

- ・ ジェトロが主催又は共催等を行う日系企業等向けセミナー等において、依頼地にて情報提供及び相談対応を行う。
- ・ 数量は事前にジェトロと相談して決める。単価には講演資料の準備を含むものとする。
- ・ 業務報告の際、0.25の倍数で報告とすること。なお15分未満は切り上げとする（例：45分の場合、0.75時間、1時間10分の場合、1.25時間）。

3. 管理業務

(1) 報告

- ・ 受託者（所属先）は、ジェトロから指定された方法にて業務内容を報告する。
- ・ 報告は随時行うものとし、遅くとも業務遂行日の属する月の最終日までに報告する。ただし、2027年3月分は、2027年3月19日（金）を締切日とする。

(2) 業務出張

- ・ ADは、必要に応じて出張の可能性がある。ジェトロの依頼によりADが国内外に出張する場合は、ジェトロの旅費規程に基づき、出張旅費（交通費、宿泊費及び日当）を負担し、受託者に支払う。詳細については、「出張要領」を参照すること。

(3) 現地パートナー候補フォローアップ報告

- ・ ジェトロからの指示に基づき、各サービスを利用した企業等に紹介した現地パートナー候補等に対して、その後の進捗状況を確認し、ジェトロに報告する。

以上